

第1 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり【かわさ希】

1 子育て支援の充実



①子育て家庭の支援

■現況と課題

- 当町では、少子高齢化が進み、核家族・単親世帯が増加傾向にあります。昔ながらの祖父母や家族の手助け、地域ぐるみでの支援・協力が困難な状況であるため、子育てへの不安や戸惑いを感じる親が増加しています。この状況を踏まえ、子育て中の親への多様な支援を充実していくことが必要となります。
- 子供のいる家庭のライフスタイルや働き方が変化し、特に母親が感じる子育ての不安や孤立感などは、子供の心身の健やかな発達の妨げや児童虐待の発生につながる要因にもなります。様々な相談に対応し、家庭における子育ての負担や不安を軽減し、子育ての楽しさを広げていく必要があります。
また、子供のいる家庭が地域の中で健やかに安心して子育てができるよう、地域資源・人材の効果的活用に努めながら、社会全体で支援していく環境づくりが必要です。

■基本方針

①相談体制の充実

妊娠、出産、子育て期までの母子や家族が、顔の見える関係のもと、切れ目なく相談でき、必要な支援やサービスを受けられるよう、ワンストップ総合相談の体制を整えます。

②親と子の健康づくりの充実

心身ともに健全な子供の誕生と成長に向け、保健指導・相談や健康診査の充実を図ります。

③経済的支援の充実

子育て家庭の経済的負担軽減のため、医療費助成や各種手当の支給と合わせ、町独自の支援策を講じながら、ゆとりある家庭環境づくりを推進します。

④ひとり親家庭の福祉の充実

生活実態の把握に努めるとともに、生活不安の解消や地域における安定した自立生活支援を確保するため、町民ニーズに応じた各種援護事業を推進します。

■主要施策

- 子育て世代包括支援センター(子育て総合相談窓口)による包括的な支援
- 母子保健事業の充実
- 医療費助成の充実
- ひとり親家庭に対する支援
- 各種援護制度の啓発と母子福祉資金貸付制度等の有効利用
- 誕生祝い金や応援助成券支給による経済的支援

■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
子育て環境の充実	子育て相談体制に満足している保護者の割合増加

■SDGs関連



■母子父子世帯の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
母子世帯数	66	61	59	54	55
父子世帯数	27	18	16	14	14

資料:保健福祉課

②子育て環境の充実

■現況と課題

- かわさきこども園は、就学前児童を対象に子供の成長と発達を見据えて一貫した教育・保育を実施し、心身ともに健康で心豊かな子供の育成に努めています。また、小学校に就学している児童で保護者が就労のため放課後家庭にいない児童の健全育成の場として、各小学校に3か所（川崎児童教室、碓石児童教室、今宿児童教室）の放課後児童教室を開所し、遊びや生活の場を提供しています。
- 少子化、若者の定住対策、後継者問題は、当町の重要課題の一つであり、若者定住に向けた子育て支援の整備が求められています。
- 特に生活環境面では、共働きや核家族の増加とともにこども園等への早期からの集団生活や教育を求める保護者が増加しており、引き続き保育教諭の確保に努めていくことが必要です。また、こども園や幼稚園を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子供を対象として、多様なニーズに応じた子育て支援の充実が必要です。

■基本方針

①交流の場の充実

安心して子供を産み育てることが出来るよう、親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりができる場の充実を図ります。

②保育サービスの充実

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、乳幼児期からの教育・保育、一時預かりなどを希望する家庭が増加している中で、安心して育て働けるよう保育・教育体制の充実を推進します。また、小学生の放課後における学童保育を希望している家庭についても、保育体制の充実を推進します。

幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても充分配慮し、こども園・幼稚園・小学校の相互の環境や子供の実態を把握し理解を深めることで子供の継続的な支援ができることと、小学校へ入学時の年長児の不安を和らげ、スムーズな地域移動ができ、「小1プロブレム」の解消につなげていくために必要な位置づけととらえ、継続的かつ計画的に推進していくよう努めます。

■主要施策

- 子育て支援センターの交流の場の充実
- かわさきこども園運営の充実
- 富岡幼稚園運営の充実
- 児童教室運営の充実

■目標とする指標（重要業績評価指標（KPI））

区分	目標
かわさきこども園・児童教室の待機児童	0人

SDGs関連



保育所等児童数の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
かわさきこども園	204	199	190	192	177
富岡幼稚園	18	16	12	12	12
川崎児童教室	71	86	103	106	94
碁石児童教室	14	17	29	20	14
今宿児童教室	33	37	35	30	34

資料: 幼児教育課



2 子供たちの育成

①確かな学力を身に付け、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成

■現況と課題

- 小中学校の使命は「変化の激しい社会をたくましく生き抜いていくための素地を養うこと」であり、児童生徒の実態や地域の特性を踏まえた特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を粘り強く確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことが求められています。
- 全国的な人口減少、少子化が進む中、その波は当町にも着実に押し寄せています。およそ10年前の平成22年度（2010年）と比較すると児童生徒数の合計は767人から500人になり、3割を超える減少となっています。また、学校の統合も余儀なくされ、小学校は8校（本校7校、分校1校）から3校に統合されました。このような中、1つの学年に複数の学級があった学校規模は1学年1学級のみとなりつつあり、また、従来1学年1学級だった学校は学級の児童生徒数がさらに減少し、1学級当たり10名前後の在籍となっています。本来、新学期のクラス替えにより児童生徒同士の新たな出会いがあり、これまで感じ得なかった自他のよさへの気づき、互いを認め合いながらの切磋琢磨、これらを通して心身の成長を実感させることも教育活動には欠かせません。しかし、児童生徒数が減少する中で全く新たな仲間との出会いを期待することには難しさがあり、交流の在り方を工夫し、成長していく児童生徒の新たな姿を互いに感じさせていく指導が必要となっています。
- 多様性を当たり前のこととして受け入れる社会の実現が叫ばれています。学校においては、障害のあるなしにかかわらず児童生徒が共に学ぶ教育の推進が求められています。一人の児童生徒の特性を大事にし、常に工夫改善を行う教育は全ての児童生徒の学びやすさにつながります。
- 未曾有の大災害となった東日本大震災から10年が経過しました。令和3年度（2021年）の小学4年生以下は震災後の平成23年（2011年）4月以降に生まれた子供たちです。これらの子供たちに震災当時の様子や復興の状況を語り継いでいくのはもちろんのこと、今後も想定される地震、津波、火山噴火、異常気象などの様々な自然災害から身を守る術を身に付けさせていかなければなりません。また、令和2年（2020年）1月に国内初の感染が確認された新型コロナウイルス感染症は徐々に感染が拡大し、同年の3月から5月にかけて全国的に学校を臨時休業することとなりました。未だ収束の兆しは見えない中、未知なる疾病が瞬時に世界的大流行となる時代において、正しい知見に基づいた予防対策を指導実践していくことも不可欠です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、文部科学省で予定していた学校内での無線によるインターネット通信環境の構築と、児童生徒1人1台のタブレット端末の配備が前倒しされ、令和3年（2021年）3月末までに完了しました。現在、通信環境やタブレット端末の望ましい活用に向けた点検設定作業と同時に、日ごろの授業における活用方法について学校と協力しながら様々な模索を続けています。いつの時代も新しい技術の利活用には光と影の部分があります。児童生徒のタブレット端末利用に当たっては、例えば匿名性を用いた誹謗中傷の是非を考えさせるなどの情報モラルの指導充実と、玉石混交する多様な情報の中から根拠が明確で信頼性のあるものを選択する素地の育成などが求められます。

- 法に定められた教育の目的や目標を実現するための教育課程の基準を大綱的に定めた学習指導要領が10年ぶりに改訂され、文部科学省から告示されました。小学校は令和2年度（2020年）から、中学校は令和3年度（2021年）から全面的に実施されています。一人一人の教員は改訂の基本的な考え方を踏まえ、授業を含む教育活動全般の改善に向け、絶えず研究と修養に努めることが求められており、教員個々や学校全体での研修はもちろんのこと、町教育委員会が積極的に関与する研修体制の充実が必要となります。

■基本方針

- ①「確かな学力」を育むための落ち着いた学習環境づくり
教員補助員を各校に配置し、配慮を要する児童生徒の学びや学級生活の支援を行うことで、学級担任や教科担任が授業に集中できる環境づくりを行います。また、児童数の多い川崎小学校に放課後学習支援員を定期的に配置し、学習習慣の形成を図ります。
- ②地域人材を活用した社会体験的学びの提供
学校と連携しながら地域の人材を活用した様々な教育活動を展開し、人との出会いや体験的な活動を通して、自己の特性や個性を理解し自立していく力の育成を支援します。
- ③特別支援教育への理解と連携推進
園・小・中と関係機関が連携しながら幼児期からの特性や個性の把握に努め、家庭の理解を得る取り組みを積み重ねながら、将来的な姿も見据え、特性に応じた適切な教育、支援に努めます。
- ④教員の指導力向上
各校の現状や課題、改善の方向性について意見交換を行い、宮城県総合教育センター研修事業なども活用し、研修の充実を図り、教員一人ひとりの指導力向上に努めます。

■主要施策

- 学習内容の定着を図る復習機会の設定と推進
- 地域人材を活用した職場体験活動等の充実による志教育の推進
- 中学校における被災地訪問防災学習の推進
- 配慮を要する児童生徒及び家庭への就学支援体制整備
- 教員研修の充実と共同による授業づくり研修の推進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
確かな学力の定着	学力の向上
志教育の推進と職場体験活動（キャリア教育）の充実	勤労観・職業観の意識向上

②心豊かな人間の育成

■現況と課題

- あらゆる教育活動を通して生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共に生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。
- 日常生活に加え、自然体験活動、文化・社会体験活動、ボランティア活動へ取り組みや読書などにより、多様な価値観と出会ったり、互いにコミュニケーションを深め合ったりする中で、喜びや感動を味わい、また、異なるものを受け入れる寛容な感性を養うことも大切です。
- いじめや問題行動の解決には早期発見・早期対応が第一と言われています。日ごろから児童生徒に対する目配りや気配りをしながら、学校・家庭・関係機関が連携したきめ細かな情報共有と適切な支援が必要です。また、不登校児童生徒については、相談体制のさらなる充実や居場所作りが必要となっています。
- 地球規模の環境問題についても関心を持ち、正しい知識と理解を深め、小中学生として身近にできることを考え、実践する態度を養う中で、環境保全を意識しながら「脱炭素社会」に生きる人材の育成が必要となっています。

■基本方針

①規範意識の涵養と豊かな人間性・社会性の育成

「早寝・早起き・朝ごはん」の標語に代表される生活習慣の確立を推奨し、当たり前のことを当たり前に行う児童生徒の育成に努めます。また、周囲の大人達が児童生徒の活動の姿を見守り、認め、励ます中で社会性の育成に努めます。

②幼児期における教育の推進

ブックスタート事業※や本の読み聞かせ等の充実、小学校との交流を積極的に行い、就学前の子供達の心豊かに学ぼうとする意欲や、健全に生活する態度の育成（学ぶ土台づくり）に努めます。

③読書活動の推進

「川崎町子供読書活動推進計画」に基づき、子供の発達段階に応じた読書の普及に努めます。

④いじめ、不登校対策の充実

いじめや不登校など悩みや不安を抱える児童生徒については、スクールカウンセラー等の専門家を交え、学校・家庭・関係機関が情報を共有し、きめ細かな支援に努めます。また、令和元年7月に開設した「かわさき子供の心のケアハウス」は、社会との関わりを育む居場所の一つとして活用の推進を図ります。

⑤環境教育の推進

川崎の豊かな自然を生かした体験活動を通して環境のすばらしさを体感させ、環境保全の意識を育みます。

※ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。日本では2001年から市区町村自治体の事業として行われている。

■主要施策

- 規則正しい生活習慣の土台づくりと規範意識の醸成
- 幼児期における本の読み聞かせや読書活動の推進
- いじめ、不登校などに対する支援強化
- 川崎の豊かな自然やを生かした教育の推進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
自然体験活動や文化・社会体験活動の充実	各種体験活動の増加
幼児期における教育の推進	本の読み聞かせの習慣化

■現況と課題

- 子供達は地域全体で育てられ、生きる上で大切なことの多くの事をごく自然に教えられ身に付けてきました。地域社会は、学校教育や家庭教育とともに社会性や基本的な社会のルール、豊かな感性を育てる大きな力をもっています。しかし、以前と比較して地域コミュニティの脆弱さが懸念されるようになり、地域で子供を見守り育てるという意識と、地域の教育力が改めて求められる時代となっています。
- これまで子供達を見守ってきた世代の高齢化も進み、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子供達を見守り育てる仕組みの再構築が必要となっています。
- 子供の生活習慣を身に付ける土台は家庭であり、家庭における親の子供への関わりは最も大切なものであり、教育の原点は家庭にあると言っても過言ではありません。核家族化・共働き家庭の増加・少子化等により、家庭の環境が大きく変化している中、子育てに不安や戸惑いを感じる親の増加も懸念され、子育て中の親へそっと手を差し伸べることがより必要となっています。

■基本方針

①社会全体の教育力の向上

学校を支援するボランティア登録制により、地域で学校の教育活動を支え、地域で子供達を育てるための学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進を図ります。また、各地区子供会育成会や町子供会育成会協議会等の関係団体と協力・連携して、共に子供を育てる環境づくりに努めます。

町内3つの小学校において放課後児童教室を継続して開設します。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置検討を行います。

②家庭の教育力の向上

こども園、幼稚園、小中学校の保護者を対象とした子育てに関する研修の推進を図ります。また、子育て支援センターによる相談と支援を充実し、親子の遊び場や親のコミュニケーションづくりの場を提供します。

小中高PTA連絡協議会と連携し、各校の取組のよさなどを学ぶ研修の場を設置します。

■主要施策

- 学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進
- 子育てに関する研修の充実
- 放課後児童教室の継続設置
- 小中高PTA連絡協議会と連携推進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進	地域ボランティア登録者数の増加
学校公開の推進	定期的な授業公開

④教育環境の整備

■現況と課題

- 川崎小学校の築54年を最長に、町内小中学校の校舎は建設からの経過年数を重ねてきました。平成31年（2019年）に策定した「川崎町学校施設長寿命化計画」により、年次計画的に各校の改修工事を進めていますが、施設設備の安全点検と保守管理が欠かせません。
- 経年劣化し使用が難しい遊具等の施設や、敷地内の枯木については、必要な予算措置を講じ、専門業者の意見を聞きながら早急な改善が求められます。
- 社会全体のデジタル化が進む中で、学校においてもインターネット環境の整備とタブレット端末の導入が行われています。安定的な通信環境の維持と、望ましい活用方法について家庭と連携したルール作りが必要となります。
- 親の経済的な事情によらず、誰もが平等に教育が受けられるための支援の充実が必要となっています。
- 近年、日本各地で大規模な自然災害が発生しています。学校が建つ地域環境で起こり得る最悪の災害を想定し、万々に備えるハード、ソフト両面からの防災準備と児童生徒への防災教育が必要となっています。
- 平成24年度より川内小学校・本砂金小学校・支倉小学校・青根分校、令和3年度より前川小学校の統廃合にともないスクールバスを3系統運行しています。今後も通学手段を確保するため、地域の実情に応じた活用が必要となります。

■基本方針

①計画に基づいた校舎等の改修

「川崎町学校施設長寿命化計画」により、計画的な修繕を実施するとともに、今後の児童生徒数の減少を踏まえ、将来的により良い教育環境や学校のあり方について検討していきます。

②ICTの環境整備

インターネット環境の管理運営と、各校と連携したタブレット活用充実に向けた教育を推進します。

③教育の機会均等の確保

川崎育英会などの奨学金や各種貸付制度等の情報の収集・提供を進め制度の周知に努めます。また、就学援助制度等による経済的支援や学校統廃合地区のスクールバス運行等による物理的な支援を実施します。

④安全・安心な教育環境の実現

園・学校及び関係機関が連携して防災教育を推進し、園児及び児童生徒の発達段階に応じた防災意識と防災知見を育みます。また、各学校においては、安全マップの点検や見直しを行い、子供や保護者、地域住民の安全意識を高めるとともに、地域ボランティアによる登下校時の見守りなど、児童生徒の安全の確保に努めます。

■主要施策

- 「川崎町学校施設長寿命化計画」に基づいた計画的修繕
- 不要な教育施設・設備の計画的撤去
- 教育の情報化に対応したICT環境の整備
- 就学支援制度の周知
- 防災教育の推進、学校安全マップの再点検・見直し
- 地域ボランティアとの連携による登下校見守り活動の促進
- スクールバスの運行

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
ICT を活用した学習	タブレットを活用した授業
学校安全マップの再点検・見直し	定期的な再点検・見直し

■小学校数・学級数・児童数・教職員数の推移

年 度	学校数	学級数	児童数	教職員数
平成 30 年度	4	31	369	54
令和元年度	4	27	344	52
令和2年度	4	25	319	52
令和3年度	3	22	313	42

資料：川崎町教育委員会

■中学校数・学級数・生徒数・教職員数の推移

年 度	学校数	学級数	生徒数	教職員数
平成 30 年度	2	12	193	35
令和元年度	2	12	194	36
令和2年度	2	12	206	34
令和3年度	2	12	187	35

資料：川崎町教育委員会

※（資料）5月1日現在学校基本調査※学級数には特別支援学級を含む。

※教職員数には、産休及び育児休業中の職員、事務職員、用務員を含む。

3 健康づくりの推進

①健康づくりの推進

■現況と課題

- 我が国においては、平均寿命が延び高齢化が進む一方で、生活環境やライフスタイルの変化によって、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患などの慢性疾患が増加しており、これらの生活習慣病の予防と健康寿命の延伸が重要な課題となっています。
- 健康づくり事業については、国の「健康日本 21（第2次）」並びに宮城県の「第2次みやぎ健康 21 プラン」を踏まえ、平成 23 年に「第2期健康かわさき 21 計画」を策定し、町民一人ひとりの健康意識の向上と、主体的な健康づくりへの支援に取り組んできました。
- 当町では健康推進員と連携し、町健康福祉センターや各行政区における健康づくりや疾病予防事業に取り組んでいますが、今後さらに地域の実情にあった取組の支援と健康づくり施策の普及、啓発を図ることが必要です。
- 町民一人ひとりが地域社会と協働で健康づくりに取り組み、すべての町民が生涯にわたって健康で長生き・心豊かに生活できるまちづくりをめざしていく必要があります。

■基本方針

①ライフステージに応じた健康増進事業の推進

妊娠・乳幼児期から高齢期にいたるライフステージごとに、それぞれの年代・性差・社会的環境に応じた健康づくりを実践し、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、栄養・食生活、身体活動・運動、健康管理、こころ、歯と口腔の各分野において、望ましい生活習慣の定着を図るための取組を進めます。

②生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進

高齢期となっても要介護状態とならず、誰もが生涯にわたって健康で自立した生活が可能となるよう、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がんなどの生活習慣病の発症予防に重点をおき、重症化予防を推進します。

③健康づくりを支える社会環境整備の推進

社会全体として、個人の健康を支え守るための環境整備に取り組んでいくことができるよう、地域や関係機関等との連携を強めながら、人や社会とのつながりを生かした取組の充実を図ります。

■主要施策

- 地区活動と連携した生活習慣病予防教室等の普及
- こころの健康づくりと自殺予防対策の充実
- 望ましい食生活の推進
- 医療費削減に向けた様々な事業展開
- 運動の習慣化と運動しやすい環境づくり
- 健康づくりを支える社会環境の整備

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
健康寿命	延伸



②保健対策の充実

■現況と課題

- 当町の死因別死亡者数の状況をみると、第1位はがん、第2位が心疾患（高血圧を除く）、第3位が脳血管疾患で、これらの生活習慣病で死亡総数の約50%を占めています。
- 当町では、こうした生活習慣病対策として特定健診・保健指導の他、胃がん検診や子宮がん検診などの地域集団検診を実施していますが、特定健診の受診率（55.3%）は目標とする値までには至っておらず、また、特定保健指導終了率も年々上昇しているものの目標とする値（65%）には至っていません。
- 今後は、これらの健（検）診活動の充実により、早期発見・早期治療体制を作っていくとともに、健（検）診受診率の一層の向上に努め、受診の徹底を図ることが必要です。
- 健康の増進から病気の予防、治療、リハビリテーションまで一貫して健康管理のできる体制を確立するため、保健、医療、福祉との連携が必要です。

■基本方針

①総合的な生涯保健対策の充実

生活習慣病対策として行われている特定健診の受診率や特定保健指導終了率も同じく65%まで引き上げ、健診データに基づく保健指導業務の一層の強化を図ります。受診率向上のために、個別健診実施体制の整備や事業主健診受診者の現状・受診データの把握や職域との連携を強化し、健（検）診日程・会場の充実を図り、より受診しやすい環境を整備します。

②一次予防の重視

生活習慣病などの疾病を未然に防ぐために、町民の主体的な生活習慣の見直しと改善を支援することができるよう、一次予防を重視した施策の展開を図ります。

③保健活動基盤の整備

「健康かわさき21計画」を基盤として、一人ひとりの健康観に基づく取り組みを実施することにより、健康を維持しながら健康寿命を延伸するため、健康に関する具体的な方策の整備を図ります。また、健康増進から病気の予防、治療まで健康管理ができる体制を確立するため、保健・医療・福祉の連携を推進します。

■主要施策

- 特定健診と保健指導の推進
- 各種がん検診の推進とがんに関する知識の普及啓発
- むし歯予防の積極的な啓発と歯科検診の充実
- 国保川崎病院と連携した健（検）診事業の充実
- 健診データに基づく保健指導やフォローアップの一層の充実・強化

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
特定健診の受診率	65%以上
各種がん検診の受診率	50%以上

■各種健康診査実施状況

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
基本健診 (18～39歳)	871	150	17.2%	789	168	21.3%	543	142	26.2%
特定健診 (40～74歳)	1,592	900	56.5%	1,546	881	57.0%	1,529	846	55.3%
後期高齢者健診 (75歳以上)	1,073	523	48.7%	1,144	541	47.3%	1,005	486	48.4%
子宮がん検診	3,020	920	30.5%	2,924	909	31.1%	2,911	883	30.3%
乳がん検診	2,292	613	26.7%	2,243	592	26.4%	2,192	557	25.4%
胃がん検診	3,949	906	22.9%	—	—	—	3,679	825	22.4%
大腸がん検診	4,038	1,356	33.6%	3,985	1,358	34.1%	3,856	1,269	32.9%
結核・肺がん検診	3,629	1,703	46.9%	3,680	1,705	46.3%	2,979	1,635	54.9%
前立腺がん検診	2,462	481	19.5%	2,366	435	18.4%	2,117	407	19.2%
肝炎ウイルス検診	77	7	9.1%	101	16	15.8%	104	26	25.0%
骨粗しょう症検診	424	83	19.6%	461	108	23.4%	444	99	22.3%

資料：保健福祉課

※令和元年度の胃がん検診は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。

4 医療の充実

①地域医療体制の整備

■現況と課題

- 町内の医療施設は、一般病院 1、精神病院 1、診療所 2、歯科診療所 2 の医療機関と老人保健施設が設置され、地域医療に大きな貢献を果たしています。
- しかし、当町の医療環境は高齢化の進行や疾病構造の変化、制度改正などに伴って大きく変動し、加えて救急・休日・夜間医療への対応といった町民ニーズも多様化、高度化しています。
- 今後も国保川崎病院を核としながら、更に町内外の医療機関との協力体制や広域的連携を強化し、地域で安心な医療が受けられるよう一層の充実に努めていく必要があります。

■基本方針

①保健・医療・福祉の連携強化

生活習慣病の予防から、診療、介護まで切れ目のないサービスを受けることができるよう、保健・医療・福祉分野の連携機能の強化を図ります。

■主要施策

- 地域医療体制の確保と充実（包括医療の推進及び地域包括ケアシステムの構築）
- 住民健（検）診及び各種検診業務との連携

■SDGs関連



■目標とする指標（重要業績評価指標（KPI））

区分	目標
地域医療の確保と充実	医療機関及び近隣自治体との連携強化

②町立病院の充実

■現況と課題

- 当町では、「人々の健康を支え病院」とする基本理念の下、地域住民の保健・医療の拠点としての自覚を持ち、地域住民の保健・医療の拠点としての自覚を持ち、医療水準の向上に取り組んでまいりました。
診療科目については、町民からの受診希望が多い整形外科、皮膚科、循環器内科、腎臓内科等の専門外来に非常勤医師を確保した他、地域医療充実のための訪問医療等、住民が必要とする医療サービスを継続的に展開しつつ、町内で唯一の緊急病院として24時間救急患者の受け入れも行ってまいりました。
- しかし、地域医療連携業務の実施により改善の見られた病床利用率が減少し、経営に大きな影響が出ております。
- また、休日や夜間、そして災害時における救急医療を含む地域医療体制の整備充実を図るため、広域的な連携強化にも努めていく必要があります。

■基本方針

①町立病院の役割の強化

町内唯一の一般病院として町民に安心・安全を与えるため、良質で安定的な医療を提供するとともに、各種健診・健康づくり事業などの疾病予防や介護予防に積極的に取り組みます。また、住民が必要とする医療サービスを提供するために、現在の川崎病院の機能を維持しつつ、町民が受診しやすい質の高い医療の提供を行っていきます。さらには、広域拠点病院あるいは民間の医療機関との連携を強化し、町民が安心して暮らすことができる医療体制の整備を進めていきます。

■主要施策

- 夜間・休日の救急医療（初期救急医療）の継続
- 広域拠点病院や民間医療機関との連携強化
- 医療機能の拡充と医療体制の整備
- 公衆衛生活動の体制整備

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
医療体制の整備	診療科目の増加

5 地域福祉等の推進

①地域福祉の展開

■現況と課題

- 当町の社会福祉協議会は昭和 52 年に設立され、社会福祉法人として運営されています。また、町内にはボランティア団体があり、町民のボランティア活動や地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に行われています。
- 地域福祉活動においては、地域の人材不足や担い手不足が大きな課題となっています。地域福祉活動の周知・広報等により住民参加を促進するとともに、関係機関や団体の協働・連携のもと、地域体制の再構築が必要となっております。
- 災害時における要配慮者の避難行動の支援や安否確認等の体制整備がされていないことから、「避難行動要支援者避難支援計画」を策定するとともに、支援体制を構築する必要があります。

■基本方針

①誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

住民参加による福祉活動の展開を目指していくにあたり、行政、町民、福祉関係機関等が互いに協力し合い、協働による福祉のまちづくりを推進します。

②地域ボランティア活動の推進

社会福祉協議会を中心に、地域ボランティアの育成や活動の活性化を図ります。

③地域福祉活動の推進

社会福祉協議会事業の充実や地域福祉の推進体制を強化し、特に災害や緊急時における高齢者や障害者などの要支援者の安否確認など地域で支え合うネットワークづくりに努めます。



■主要施策

- ボランティア活動の推進
- 社会福祉協議会の事業運営支援
- 福祉に関わる専門的な人材の確保と養成
- 福祉活動の場の整備
- 民生委員の活動支援
- 災害時要支援者の支援のため避難行動要支援者避難支援計画の策定

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
災害ボランティアセンター	設置・運営



■現況と課題

- 令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）により、自治体や民間事業者による障がい者への不当な取り扱いの禁止や合理的配慮を提供することが義務化され、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が一層求められるようになりました。
- 令和2年度末時点の各種障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者 388 人、療育手帳交付者 132 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 59 人となっており、人口の6.8%で、福祉サービスでは重要なウエイトを占めています。
- 障がいのある人が安心・安定した生活を送るためには、医療体制の拡充による生活環境の整備や就労や社会参加に向けた理解の推進、そして社会での自立等、成長段階に合わせた継続的な支援体制が求められています。

■基本方針

①保健・医療の充実

障がいのある人が安心・安定した生活を送るために、障がいのある人のライフステージに応じた保健医療の提供体制の充実に努めるとともに、福祉・保健・医療の連携強化を図ります。

②障がい児保育・教育の充実

障がいのある子供やその可能性のある子供が地域で健やかな成長ができるように、幼児・児童期における保育・教育環境を充実するとともに、その家族を支援していくための相談・支援の充実を図ります。

③就労・社会参加に向けた支援の充実

障がいのある人が地域の中で、地域の社会資源等を活用しながら、様々な社会参加や学び、文化・芸術・スポーツ活動、そして働き方ができる支援体制づくりを、地域と協働して進めます。

④地域福祉の推進

障がいのある人もない人も共に生きる地域共生社会を実現していくため、地域住民への障がいについて一層の理解を深めるための意識啓発に努めます。また、障がいのある人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みや相談体制の充実を図ります。

⑤生活環境の整備

障がいのある人が安心して安全な地域生活を送るため、建物や道路などのバリアフリー化などの環境整備や、災害時に備えた災害時要配慮者登録制度の導入、災害時の避難場所への誘導等の支援体制の整備に努めます。

■主要施策

- 障害福祉サービスの利用の推進
- 各種援護制度の活用とその促進
- 障がい者（児）福祉団体の育成
- 社会参加促進事業の推進
- グループホームの誘致
- 障がい者（児）の地域活動支援センターの充実

■目標とする指標（重要業績評価指標（KPI））

区分	目標
仙南圏域自治体共同による 児童発達支援センターの整備	令和5年度中の整備

■SDGs関連



■障がい者（児）の福祉サービス・移送支援の利用状況

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
福祉サービス	者	75	77	67
	児	3	4	5
移動支援	者	2	6	10
	児	0	0	1
合計		80	87	83

資料:保健福祉課

6 長寿社会の確立

①高齢者の社会参加の促進

■現況と課題

- 当町の65歳以上の高齢者人口は3,226人（令和3年3月末現在：住民基本台帳）と、総人口に占める割合は37.8%に達し、県平均28.4%を大きく上回っています。また、『団塊の世代』の後期高齢者医療制度への移行や核家族化の進行などにより、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者など引き続き、高齢者の増加が見込まれます。
- 高齢者の社会的な孤立等による「生きがいの低下」、「フレイルの出現と進行」などの社会的問題が増加しています。活力ある高齢期を過ごすために、長年培われてきた経験と技術が発揮できる社会参加機会の確立や多様な活動が行える生きがいづくりの充実が求められています。

■基本方針

①高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者同士が互いに声をかけ合い、積極的に活動する学びの場を提供し、これまでの経験を活かし活躍できる環境づくりを推進します。

②高齢者の生きがいづくりの充実

地域の特性や老人クラブ等のニーズを踏まえた多様な活動を推進し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう努めます。

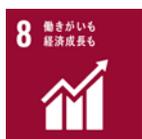
③シルバー人材センターの活動支援を行い、会員数増加及び積極的な業務等の供給に努めるとともに、地域社会の活性化を図ります。



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
老人クラブの育成	活動の充実

■SDGs関連



■高齢者数の推移

区 分	総人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期 高齢者率 (%)	在宅 ひとり暮らし (65歳以上) (人)	在宅ひとり 暮らし率 (%)
平成 27 年度	9,185	3,002	32.7%	1,585	17.3%	368	12.3%
平成 28 年度	8,993	3,023	33.7%	1,573	17.5%	413	13.6%
平成 29 年度	8,862	3,063	34.6%	1,543	17.4%	474	15.5%
平成 30 年度	8,760	3,142	35.9%	1,555	17.8%	445	14.2%
令和元年度	8,654	3,188	36.8%	1,547	17.9%	551	17.3%
令和2年度	8,535	3,226	37.8%	1,503	17.6%	574	17.8%
宮城県 (令和 2 年度)	2,273,909	646,330	28.4%	318,701	14.0%	139,393	21.6%

※人口は年度末現在の人数

資料:保健福祉課

■現況と課題

- 当町の高齢化率は、近年の少子化及び人口減少などの要因も相まって平成 30 年度末で 35.9%、令和 2 年度末で 37.8%と高くなっており、住み慣れた地域で健康で明るく生きがいをもって自分らしい暮らしを送ることができる体制を整備する必要があります。
- 平成 12 年度から始まった介護保険制度は、高齢者やその家族の生活を支える制度として定着してきましたが、一方で、介護保険料の高騰や、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、介護従事者の不足など、生活形態の著しい変化に伴い高齢者に対する日常支援のあり方も変化しており、介護保険制度だけでは対応しきれない課題が浮き彫りになっています。この課題に対応すべく、介護保険サービスだけに頼らず、行政・医療機関・介護事業者・福祉関係団体そして地域の住民などが協力して高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム体制」の構築を図るため、平成 27 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業に着手しています。
- 介護保険に係る介護認定者は、平成 30 年度末で 570 人、第 1 号被保険者の約 18.1%の方が認定を受けています。令和 2 年度末では 582 人、第 1 号被保険者の約 18.0%の方が認定を受けており、横ばいで推移しています。
- 介護保険サービスについては、定期的に住民のニーズ及び利用希望者の状況を調査し、適切な介護保険サービスの整備が必要です。

■基本方針

①健康づくりの推進

望ましい生活習慣づくりや要介護状態の予防に努めるとともに、生活習慣病の発症予防に重点を置いた重症化予防を推進します。

さらに、保健・医療・福祉・介護との連携強化により、総合的な医療サービスの充実に努めるとともに、感染症や予防接種についての正しい知識を普及し、感染症の発生予防、まん延防止に向けた取り組みを進めます。

②高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

施設や地域のバリアフリー化など住みやすい環境整備を進めるほか、地震等の災害が発生した場合に、要介護高齢者等の安全確保に向け地域住民等と連携した体制づくりを進めます。また、増加傾向にある高齢者の交通事故防止、高齢者が悪徳商法などの被害に合わないための防止策とした啓発活動に取り組み、相談体制を充実して、安全に安心して暮らせる環境を整えます。

③地域生活を支援する取り組みの充実

高齢化が進み、ひとり暮らし等の高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、支援が必要な高齢者が地域で生活を継続するために、介護サービス以外の多様な福祉サービスの充実に努めます。

高齢者の 7 割を占める元気高齢者に対しては、健康の維持増進や生きがいづくりにつながるよう、ボランティア活動や就労の場の確保に努め、高齢者が積極的に社会参加し、健康で生き生きとした生活を送れるよう支援に努めます。

④地域支援事業の充実

介護予防に向けた支援の必要な高齢者を早期に把握しながら、要支援・要介護状態になることを予防するための取り組みを充実します。また、町と関係機関が連携し地域ケアシステムの整備を推進、地域の高齢者の相談に対応するとともに、高齢者の権利擁護や虐待防止のための事業を充実します。

⑤介護保険サービス等の充実

住民ニーズ及び利用希望者の状況を把握し、必要なサービスの整備に努めます。

■主要施策

- 在宅医療と介護の連携による支援体制の整備
- 認知症施策の推進
- 社会参加と介護予防等の基盤整備の推進

■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
介護予防・総合事業の推進 (介護予防教室・デイサービス)	利用者の増加

■SDGs関連



■高齢者在宅サービス事業の利用状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
配食サービス	延べ食数	7,019	7,218	5,546
	利用実人数	36	50	46
移送サービス	延べ利用回数	1,720	1,795	1,454
	利用実人数	325	350	318
緊急通報サービス	利用実人数	22	24	24
会食サービス	延べ利用人数	566	555	234
介護予防教室	延べ利用人数	1,730	1,641	1,056
やすらぎデイサービス	延べ利用人数	676	841	661

資料:保健福祉課

7 生活の安定

①低所得者福祉の充実

■現況と課題

- 当町の生活保護法による被保護世帯数は、令和3年年度末現在で76世帯98人、また保護率は11.86%と国や県よりは低いものの仙南7町の平均9.36%を上回っています。
- 被保護世帯の多くは、低額年金または無年金等の高齢者世帯や疾病障害世帯などで、収入を得る方法がなく、自立更生が困難な状況にあります。
- 当町は少子高齢化と核家族化の進行が顕著であることから、身寄りのない単身高齢者世帯の相談件数が増えてきており、被保護世帯の更なる増加が予想されます。

■基本方針

①相談指導体制の充実

近年、景気の低迷や身体的理由により生活弱者が増加していることから、これらの世帯の実態把握と訪問指導を充実し、各種関係機関との連携により低所得者の保護と自立を支援します。また、平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、宮城県南部自立相談支援センターと連携し、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図り、生活困窮者の支援、並びにセーフティネット機能を適切に維持するとともに、関係機関と連携した相談指導の体制を強化していきます。

■主要施策

- 福祉事務所等関係機関との協力体制の強化
- 相談サービス体制の整備
- 自立を支援する実態に即した福祉サービスの推進
- 生活困窮者の自立に向けた支援の強化

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
相談サービス体制の充実	月1回の相談窓口開設

■生活保護世帯の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受給世帯数	64	62	59	80	76
受給者数	95	84	80	99	98

資料:保健福祉課